

指定給水装置工事事業者Web講習

富士市・富士宮市合同資料

指定給水装置工事事業者の更新制度について

制度の確認と申請時の注意

指定給水装置工事事業者更新制度について

**2019年10月1日より指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました。**

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となりました。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

指定を受けた日	初回有効期限	次回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	R2 2020年9月29日（1年）	2020年9月30日～2025年9月29日（R7）
H11.4.1～H15.3.31	R3 2021年9月29日（2年）	2021年9月30日～2026年9月29日（R8）
H15.4.1～H19.3.31	R4 2022年9月29日（3年）	2022年9月30日～2027年9月29日（R9）
H19.4.1～H25.3.31	R5 2023年9月29日（4年）	未更新
H25.4.1～R1.9.30	R6 2024年9月29日（5年）	未更新

指定給水装置工事事業者更新制度について

●**指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。**

①給水装置主任技術者の選任の確認

②給水装置工事を行うための機械器具を有していることの確認

- ・管の切断用の機械器具（金切りのこその他）
- ・管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器その他）
- ・接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチその他）
- ・水圧テストポンプ

③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者であることの確認

- ・精神の機能障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・水道法25条の11第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由のある者
- ・法人の場合は、その役員のうち上記に該当する者があるもの

指定給水装置工事事業者更新制度について

● 指定更新申請時に4項目の確認を行っています。

水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条の事業の運営に関する基準（に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることの確認です。

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

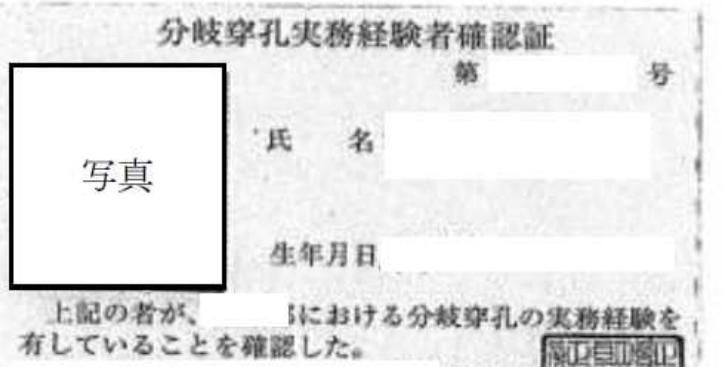
● 4項目の確認資料

- ・ 講習会の受講修了証等
- ・ 外部研修の受講実施履歴等
　※自社内研修は不要
- ・ 施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

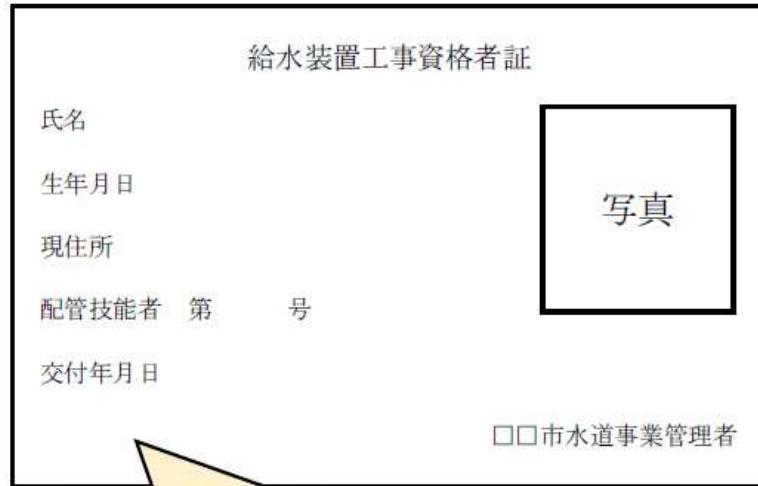
資格を証明する確認資料の添付忘れが多いため、申請の際は注意してください。

資格を証明する確認書類（参考例）

①水道事業者による講習等の修了により資格を与えられた配管工の証明書（参考）

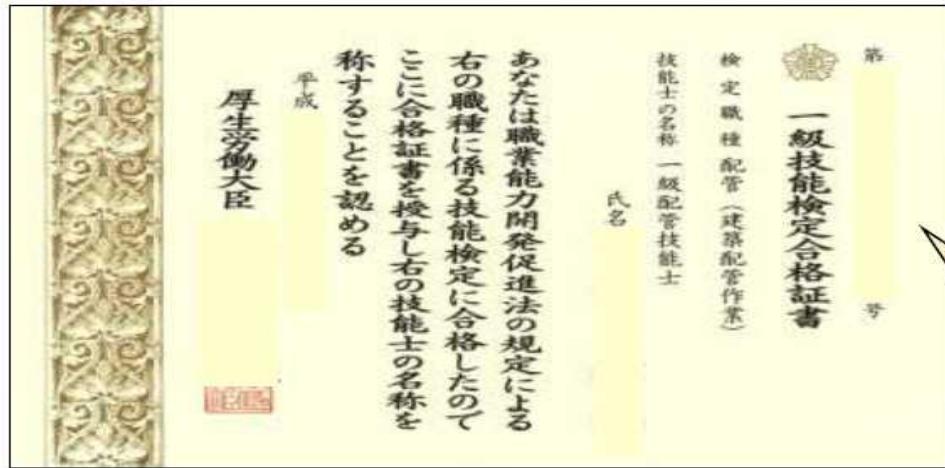


例1 某都市
分岐（配管）実務経験者確認証



例2 某都市 給水装置工事資格証

②職業能力開発促進法第44条に規定される配管技能検定合格証書



一級については、厚生労働省から
授与された合格証書
(国家資格)



某都市から交付された合格証書
二級以下については、都道府県から
授与された合格証書【参考】
(国家資格)

③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の
認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了証書（参考）

第○○○号

修了証書

氏名 日水△△

生年月日 1995年5月23日

上の者は本校において職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定
による次の職業訓練を修了したことを証する。

職業訓練の種類 普通職業訓練

訓練課程 配管科

訓練科の名称 配管概論・配管技能実習

(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第○によるもの)

総訓練時間 ○○○時間

年月日

□□県△△技術訓練校

学校長 ◇◇□印

こちらは、某都市が授与した修了証書
都道府県により書式が異なることが考
えられますので、各水道事業者にて関
係各署にご確認願います。

④ 給水工事技術振興財団が実施した配管技能検定合格者証（参考）

（上・平成 28 年度末まで 下・平成 29 年度以降）



平成 28 年度以前の検定合格者証は、
こちらの書式になります。



平成 29 年度の検定合格者証及び
平成 28 年度以前の資格保有者が
更新・再発行された場合について
は、こちらの書式になります。

出典：公益社団法人 日本水道協会「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン」令和元年7月

更新申請を行う事業者の皆さまへのお願ひ

- 申請書等の書式は全て水道法で定められています。市のホームページを確認していただき、独自の書式を作成しないでください。
- 法人の場合、役員全員の記載が必要です。
- 添付のチェックリストで書類の不備等がないか確認してから申請してください。
- 県外等、遠方に事業所があり、窓口での申請が難しい場合は、郵送での受付も可能です。手続きに時間がかかりますので、早めにご連絡ください。

更新申請時の記載内容が、市で登録されている内容と異なる事業者の方が目立ちます。

特に、代表者の変更、主任技術者の変更、法人の場合は役員の変更が届出されていないケースです。これらの変更は水道法で届出が定められています。

変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。

申請が必要となる変更事項

● 変更日から30日以内に申請を行わなくてはならないもの

(水道法施行規則第34条及び第35条)

- ・名称
- ・住所
- ・代表者の氏名
- ・法人場合は役員の氏名
- ・主任技術者の氏名又は免状の交付番号
- ・事業の廃止
- ・事業の休止

● 変更日から2週間以内に申請を行わなくてはならないもの

(水道法施行規則第21条)

- ・選任した給水装置工事主任技術者が欠けた場合、新たな主任技術者の選任

給水装置工事に関するトラブルについて

お客様から寄せられた相談や苦情

苦情・相談の事例 1

●ひとり暮らしのご高齢の女性からの相談

女性は、使用水量が増加していたため、検針の際「漏水の可能性がある」という案内を受けました。お客様サービスセンターで紹介された、地域の指定給水装置工事事業者に連絡したところ、自宅に来た事業者に、「修理代は20万程度になる」と口頭で伝えられました。しかし、その事業者は名刺や見積書を置いていかなかったため、別居する女性の子供が、修理内容や金額の確認ができず、詐欺ではないかと心配し、市に相談をされたという事例がありました。

苦情・相談の事例 2

● ご高齢の男性からの相談

男性は、検針の際「漏水の可能性がある」という案内を受けました。そこでお客様サービスセンターで紹介された、地域の指定給水装置工事事業者に調査を依頼したところ、「調査してみたものの、漏水箇所の特定はできなかったため、様子を見ましょう」と言われました。男性は、事業者が日を改めて再度調査を行うのだと思い、連絡を待っていましたが、2か月経過しても連絡はありませんでした。事業者の対応と、増額した水道料金に困った男性から、市に相談をされたいう事例がありました。

トラブルの原因は？

事例1、2に共通している原因是、お客様への丁寧な説明が行われず、十分理解を得られなかつたことだと考えられます。

お客様は、水道の故障や漏水などにより「原因はなんだろうか」「費用はどれくらいかかるだろうか」「いつ元通りの生活に戻れるのだろうか」など、多くの不安を抱えています。

こういった不安を抱えながら、市の指定を受けた事業者である皆さんを頼って相談されるお客様に対して、気持ちに寄り添った丁寧な対応をお願いします。

事業者の皆さんにお願いしたいお客様対応

- 自分の身分と用件を明確に伝える
- 名刺や見積書など事業者名や担当者名が分かり、後日問い合わせができるものを渡す
- 丁寧な話し方や説明を心掛け、相手の立場に立つよう心がける
- 作業前に作業内容や代金などについて十分説明して合意を得る
- 作業終了後には原因などをわかりやすく説明する
- 曖昧な表現はせず、はっきり伝える
- 作業終了後、問い合わせがあった場合には、お客様に納得していただけるよう、最後まで誠意をもって対応する

普段から行っている対応だと思いますが、再度確認をお願いします。

指定給水装置工事事業者の違反について

処分基準の案内と違反の事例

指定給水装置工事事業者の違反に関する処分基準

富士市と富士宮市では、市民に安全で美味しい水を確実に届けるため、水道工事に携わる指定給水装置工事事業者の皆さまが法令を遵守し、適正な工事を行っていただくことを目的として、令和4年4月1日から、違反行為に対する処分基準が施行しました。

水道法第25条の11第1項に反する行為を行った場合、「文書による注意」や「指定の効力の停止」、「指定の取消し」いずれかの処分となります。

「指定の取消し」及び「指定の効力の停止」処分となった場合、新たな給水装置工事の施行は行えません。また「指定の取消し」処分後、2年間は、指定給水装置工事事業者としての申請は行えません。

違反行為を行わないよう、法令の遵守を心掛けてください。

処分の対象となる違反

指定要件違反（水道法第25条第1項第1号）

- ① 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。
- ② 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。
- ③ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。
- ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。
- ⑤ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。

〔 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 （富士市の処分基準のみ） 〕19

処分の対象となる違反

指定要件違反（水道法第25条第1項第1号）

⑥ 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。

ア 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。

イ 道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。

ウ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。

エ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。

オ その他の違反行為

(ア) 管理者の承認を受けないで工事を施行したとき。

(イ) 工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。

(ウ) ア及びイ以外の違反行為

[文書注意に従わなかったとき。 (富士市の処分基準のみ)]

処分の対象となる違反

給水装置工事主任技術者選任等義務違反（水道法第25条の11第1項第2号）

- ① 給水装置工事主任技術者を選任し、又は解任したにもかかわらず、その旨を届け出ないとき。
- ② 給水装置工事主任技術者が2以上の事務所において選任され、その職務を行うことに支障があると認められるとき。

届出義務違反（水道法第25条の11第1項第3号）

- ① 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。
- ② 休止届、廃止届、再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。

処分の対象となる違反

事業の運営基準違反(水道法第25条の11第1項第4号)

- ① 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させなかった、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させなかったとき。
 - ② 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。
 - ③ 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。
 - ④ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。
- 〔指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。 (富士市の処分基準のみ)〕

処分の対象となる違反

工事施行に関する義務違反（水道法第25条の11第1項第5号～第7号）

- ① 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。
- ② 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- ③ 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。

不正申請（水道法第25条の11第1項第8号）

- ① 不正の手段により指定業者としての指定を受けたとき。

違反行為の事例

管理者の承認を受けないで工事を施行（事前着工）

- 社内で申請書類の作成及び提出担当者と工事担当者が分かれており、両者の意思疎通が不十分であったため、実際は申請書類の提出や承認が済んでいないにもかかわらず、工事担当者は承認済であると思い込んでしまい、施工してしまった。
- 市の発注した工事の中の、給水装置工事のみを下請け会社として受注していたため、元請け会社が申請手続きを行っていると思い込み、実際は申請書類の提出や承認が済んでいないにもかかわらず、施工してしまった。
- 新築の給水装置工事を請け負っていたが、急に新築の引き渡し時期が早まってまたため、すぐに給水装置工事に取りかからなくてはいけなくなってしまった。このため事前着工だと認識しながら、市に相談もなく施工してしまった。
- 改造の給水装置工事で、既設のメーターがあったので、工事中に使用する水の確保はできているからと、工事申請を後回しにしたまま施工してしまった。

違反行為を行ってしまうと…

富士市と富士宮市において最も多い違反が「管理者の承認を受けないで工事を施行（事前着工）」です。

事前着工が確認された場合、事前着工を行ってしまった原因の追究と現場の確認、給水装置工事の構造や材質が適切であったかの確認など、多くの時間がかかり、その間現場での作業を止める必要があります。そのため、結果的にお客様（施主）への給水が遅れ、ご迷惑をかけることになってしまいます。

また、是正の工事が必要となった場合は、工事費用の増加という可能性もあります。さらに、給水装置を間違った方法で使用、接続した場合には、水質汚染などの重大な事故につながる危険性があります。

市からは「文書による注意」や「指定の効力の停止」、「指定の取消し」のいずれかの処分が下されることになります。

違反行為を行わないためには

事例の違反行為に限らず、多くの違反行為は、基本的な打合わせや現場管理、工程管理を適切に行うことで防げるケースがほとんどです。

【指定給水装置工事事業者の事業の運営基準】

市の給水区域において、工事を施工するときは、あらかじめ市から承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように工事を施行すること

【給水装置工事主任技術者の職務】

市から承認を受けた工事等を施行する場合における工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整をすること

指定給水装置工事事業者と給水装置工事主任技術者は、それぞれ定められた職務をしっかりと行い、違反行為のないようにしてください。

市から事業者の皆さまへのお願い

給水装置工事の申請時にいただいた資料は、スキャンされ、電子データとして永年保存されます。そして今後、漏水等のトラブルがあった際には、保存された申請書類を確認し、漏水箇所の特定等の問題解決に役立てられます。

そのため、後から誰が見てもわかりやすいように、丁寧な資料作成をよろしくお願ひいたします。

市の水道の安全と安心のために、指定給水装置工事事業者の皆さまのご協力が欠かせません。

市と指定給水装置工事事業者との連携について

市に申請したり、連絡調整することは、指定給水装置工事事業者の皆さまの大切な業務です。特に現場で判断に迷った場合は、面倒だと思わずに、必ず市に相談してください。

市では指定給水装置工事事業者の皆さまやお客様から、相談をいただきやすい雰囲気作りに努めてまいります。

市と指定給水装置工事事業者が連携し、適切な給水装置工事を行うことが、市民の皆さんに安全で美味しい水を確実に届けることに繋がりますので、ご協力お願いします。

ご覧いただきありがとうございました

富士市水道維持課・富士宮市水道部